



## 就学前教育・保育施設の給食費（主食費・副食費）の 免除の実施についてのお知らせ

本市では、コロナ禍とエネルギー・食料品等の物価高騰による保護者の皆様の経済的な負担を軽減するため、市内の就学前教育・保育施設（公立保育所・認定こども園・私立幼稚園）に在籍する市内在住の3～5歳児の給食費（主食費・副食費）に係る費用を下記の期間、免除いたします。

### 【対象者】

市内の就学前教育・保育施設（公立保育所・認定こども園・私立幼稚園）に在籍する市内在住の3～5歳児

### 【対象期間】

令和6年4月～令和6年12月（9か月）



< お問い合わせ先 >

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1

阪南市こども未来部こども政策課

電話：072-489-4518

